

相模原市議会議会局設置条例について
相模原市議会議会局設置条例を次のように制定する。

平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日提出

提出者	相模原市議会議員	佐藤賢司
提出者	相模原市議会議員	大沢洋子
提出者	相模原市議会議員	米山定克
提出者	相模原市議会議員	藤井克彦
提出者	相模原市議会議員	金子豊貴男
提出者	相模原市議会議員	小林倫明

相模原市議会議会局設置条例

相模原市議会事務局設置に関する条例(昭和 2 9 年相模原市条例第 3 0 号)の全部を改正する。

(議会局の設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 3 8 条第 2 項の規定に基づき、相模原市議会に事務局として、議会局を置く。

(議会局の職員)

第 2 条 議会局に局長及び書記のほか必要な職員を置く。

(職員の定数)

第 3 条 議会局の職員の定数は、相模原市職員定数条例(昭和 2 4 年相模原市条例第 2 8 号)の定めるところによる。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割は、地方分権の進展により、なお一層重要となり、議員の調査活動を更に支援していくためには、事務局機能の強化・充実を図る必要があることから、議会事務局を議会局とすることといたしたく提案するものである。